

審議会等の会議録

会議の名称	平成29年度第2回座間市公営企業運営審議会		
開催日時	平成29年12月7日(木) 午後1時30分～午後4時20分		
開催場所	座間市役所3階 3-1会議室		
出席者	飛田昭委員、中野幸子委員、角田厚子委員、森繁委員、長本享一委員、窪博之委員、芥川とよ子委員、西村佳裕委員、西海愛子委員、大谷勝也委員		
事務局	上下水道局長、参事兼経営総務課長、水道施設課長、下水道施設課長、経営総務課経営係長、経営総務課経理係長、経営総務課料金係長、経営総務課経営係主任、経営総務課経営係主事、経営総務課経理係主事、経営総務課料金係主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
非公開・一部公開とした理由			
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業審議会及び公共下水道事業運営審議会の答申書について ・水道料金体系及び下水道使用料体系について ・水道料金及び下水道使用料の算定期間について 		
資料の名称	【当日配布資料】 <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・座間市公営企業運営審議会 平成29年度第1回審議内容 ・答申書(水道事業審議会 平成27年7月)、答申書(公共下水道事業運営審議会 平成27年7月) ・ざまの水道 ・水道料金及び下水道使用料関係資料 		
会議の内容	1 開会、定足数の確認 2 第1回審議会の事務局説明内容について <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、第1回審議会の事務局説明内容について、総括的な説明。 		

【委員からの意見・質疑と回答】

- ・給水管の口径が50mmの場合、水道の基本料金は3,400円とのことですが、これは事業所規模や工場の面積が大きくても同じなのか。
- 基本料金は、事業所規模や工場の面積とは関係なく、給水管の口径で負担していただいています。事業所規模が大きくても、給水管の口径で基本料金が決まります。
- ・使用に問題はないのですか。
- 口径が50mm程度の給水管であっても受水槽を設置している場合は、問題なく水を使用できます。
- ・下水道の基本料金も、事業所規模や工場の敷地面積に関係ないのですか。
- 下水道使用料も事業所規模や工場の敷地面積とは関係なく、排出した水量で、基本料金と従量使用料により負担していただいています。

3 議事

(1) 水道事業審議会及び公共下水道事業運営審議会の答申書について

- ・事務局より、平成27年7月8日付け水道事業審議会答申書及び平成27年7月7日付け公共下水道事業運営審議会答申書について説明。
- ・質疑応答なし。

(2) 水道料金体系及び下水道使用料体系について

- ・事務局より、水道料金体系及び下水道使用料体系について説明。

【委員からの意見・質疑と回答】

- ・配布された資料は平成28年度の状況でしょうか。
- 資料3-1「水道料金（水量区分別）」、資料3-2「下水道使用料（水量区分別）」は、平成28年度のものであります。また、資料3-3「神奈川県内の水道料金及び神奈川県内の下水道使用料」、資料3-6「水道料金表用途別水量一覧（1ヶ月）」、資料3-7「水道料金表口径別水量一覧（1ヶ月）」、資料3-8「下水道使用料比較表」は平成29年4月1日時点のものであります。
- なお、小田原市が平成29年1月に水道料金の改定を行っており、また、秦野市と藤沢市が平成29年4月に下水道使用料の改定を行っていることから、これらを反映した最新の情報で資料を作成しています。
- ・水道管の布設延長や耐用年数などを考慮して、県内に限らず、比較対象として参考になる市はありますか。

→日本全国の水道料金及び下水道使用料を比較できる資料がありますが、水道水の主な水源に地下水を使っているという点や、口径別料金体系を採用しているという点で、秦野市が同じような状況の県内事業者として挙げられます。

ただし、水道料金及び下水道使用料の算定に当たっては、法に基づく制約の中で、各事業者の状況に合わせてそれぞれで決定すべきものとされています。

- ・地下水を利用している事業者は他にもありますし、過去の水道事業審議会資料に他の事業者との水道料金などを比較しているものがあったと思います。

→審議会の中で必要となれば改めて用意させていただきます。

(3) 水道料金及び下水道使用料の算定期間について

- ・事務局より水道料金及び下水道使用料の算定期間について説明。

【委員からの意見・質疑と回答】

- ・算定期間について、事務局は5年間を希望するということでしょうか。

→本市で作成している水道事業経営プラン、下水道中期ビジョンではともに平成35年度までの財政シミュレーションを記載していることから、今回の料金、使用料の見直しにあたり、算定期間を水道事業経営プラン、下水道中期ビジョンの事業計画に整合した計画とすることが出来ます。

また、平成31年3月31日で水道料金及び下水道使用料の現行の算定期間が終了しますが、平成28年4月に改定した下水道使用料を用いた決算データは、平成28年度の1年度分しかありません。さらに、改定1年目の下水道使用料は、移行措置期間のため、12ヶ月分の改定効果が出ず、改定した額で算出した決算は10.5ヶ月分となります。このため、10.5ヶ月分の内容で審議いただくよりは、データの積み上げをした上で慎重に審議いただくためには、3年では短いと考えています。

- ・算定期間について、今回は事務局の考えをお聞きすることにとどめ、決定は次回にしたいと思います。

→財政計画の策定及び財政シミュレーションを行うに当たり、一般的にはあまりにも長期の算定期間をとると、値上げの改定をした場合の水道料

金及び下水道使用料の改定率が高く算出される傾向にあります。

- ・平成28年4月1日に改定した下水道使用料の改定率16.02%というのは、当初検討していた改定率の半分程度だったとのことですが、そのような判断になった経過を教えてください。

→次回以降の審議会の中で適宜説明させていただきます。

4 その他

次回の審議会の開催については、1月22日（月）午後1時30分から行うこととなりました。

5 閉会